ロシア	アフガニスタン	アラブ首長国連邦	イエメン	イスラエル	イラク	イラン	オマーン	カタール	クウェート	サウジアラビア
ルーブル	アフガニー	ディルハム	イエメン・リアル	シェケル	イラク・ディナール	リアル	オマーン・リアル	カタール・リヤール	クウェート・ディナール	リヤール
480	500	20	3,100	22	8,000	2,000,000	2.5	22	1.75	20
480	500	20	3,100	22	8,000	2,000,000	2.5	22	1.75	20
40	50	5	300	2	1,000	500,000	0.5	2	0.25	5

シリア	トルコ	バーレーン	ヨルダン	レバノン	アルジェリア	アンゴラ	ウガンダ	エジプト	エチオピア	エリトリア
シリア・ポンド	トルコ・リラ	バーレーン・ディナール	ヨルダン・ディナール	レバノン・ポンド	アルジェリア・ディナール	クワンザ	ウガンダ・シリング	エジプト・ポンド	ブル	ナクファ
37,800	130	2.5	4	89,000	800	3,800	22,000	180	328	90
37,800	130	2.5	4	89,000	800	3,800	22,000	180	328	90
3,450	10	0.5	1	8,000	100	300	2,000	20	30	8

ガーナ	ガボン	カメルーン	ギニア	ケニア	コートジボワール	コンゴ民主共和国	ザンビア	ジブチ	スーダン	セーシェル
ガーナ・セディ	CFAフラン	CFAフラン	ギニア・フラン	ケニア・シリング	CFAフラン	コンゴ・フラン	クワチャ	ジブチ・フラン	スーダン・ポンド	セーシェル・ルピー
64	4,000	4,000	52,000	800	4,000	13,200	114	1,100	3,600	83
64	4,000	4,000	52,000	800	4,000	13,200	114	1,100	3,600	83
6	1,000	1,000	5,000	50	1,000	1,200	10	100	300	8

セネガル	タンザニア	チュニジア	ナイジェリア	ナミビア	ブルキナファソ	ベナン	ボツワナ	マダガスカル	マラウイ	マリ
CFAフラン	タンザニア・シリング	チュニジア・ディナール	ナイラ	ナミビア・ドル	CFAフラン	CFAフラン	プラ	アリアリ	マラウイ・クワチャ	CFAフラン
4,000	14,000	18	3,500	109	4,000	4,000	85	26,000	6,400	4,000
4,000	14,000	18	3,500	109	4,000	4,000	85	26,000	6,400	4,000
1,000	1,000	2	300	10	1,000	1,000	10	2,000	600	1,000

南アフリカ共和国	南スーダン	モーリシャス	モーリタニア	モザンビーク	モロッコ	リビア	ルワンダ
ランド	南スーダン・ポンド	モーリシャス・ルピー	ウギア	メティカル	ディラム	リビア・ディナール	ルワンダ・フラン
110	5,200	270	200	380	60	29	6,900
110	5,200	270	200	380	60	29	6,900
10	480	20	50	30	5	3	600

附　則

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。